

『国税通則法抜本改正 ICTや多様化に対応』

29年度税制改正では、国税犯則取締法にある国税犯則調査の手続規定を国税通則法に編入し、その内容を1) 経済活動のICT化、2) 経済活動の多様化、3) その他、の3つの視点で見直すこととなった。抜本的な見直しは70年ぶり、編入に伴い国税犯則取締法は廃止となる。

1) では、パソコン等からデータを複写・移転・印刷したCD-R等の差押えを可能にするほか、脱税の証拠となる電子メールや電子ファイルがプロバイダ等のサーバやクラウド事業者の管理するサーバに保管されている場合などに、それらの電磁的記録を差押え対象のパソコンに複写した上でパソコンを差押えることができるようにする。



また、サーバの管理者等に電磁的記録を記録・印刷させたCD-R等を差押えることもできるようになる。こうした措置は、平成23年の改正刑事訴訟法における電磁的記録の証拠収集方法にならったもの。2) には、裁判官の許可状に夜間でも強制調査の執行を可とする旨がある場合には日没後でも執行できること、許可状の交付を受ければ郵便物等の差押えを可能とすることなどが含まれる。3) には、カタカナ交じりの文語体表記だった同法の条文の現代語化等がある。改正法は、30年4月1日施行の予定。



『家主不在型は管理業者に委託 住宅宿泊事業法案を閣議決定』

民泊サービス（住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの）について、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅宿泊事業法案」が10日、閣議決定された。

法案は(1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設(2) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設(3) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設—の3本柱からなる。

(1) では▽年間提供日数の上限を180日とする▽家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理を委託することを義務付ける—を規定している。また▽住宅宿泊事業を営もうとする場合、都道府県知事への届出が必要▽地域の実情を反映する仕組み（条例による実施の制限）を導入する▽住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（宿泊者の衛生の確保の措置等）を義務付ける—も規定。(2) では▽住宅宿泊管理業を営もうとする場合、国土交通大臣の登録が必要▽住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）と住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置の代行を義務付け、(3) では▽住宅宿泊仲介業を営もうとする場合、観光庁長官の登録が必要▽住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付ける。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます